

# 同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本医歯薬専門学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と母校教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 卒後教育支援を図るための諸事業
- (2) 会員相互の親睦を図るための諸事業
- (3) 母校の教育振興に寄与するための諸事業
- (4) その他の必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、正会員、特別会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、日本医歯薬専門学校（以降、本校と略称）の卒業生とする。
- (2) 特別会員は、本校の教職員、旧職員で学校より推薦を受けた者、および役員会で認定された者とする。

## 第3章 組織

(本会及び支部)

第5条 本会の本部は本校内に置く。

- 2 支部を設け運営することができる。
- 3 支部運営に関する細則は、別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、会の運営にあたる。

- (1) 会長 1名
- (2) 支部長 各支部1名
- (3) 本部会員 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 本会には顧問を置くことができる。

(選出)

第7条 会長、支部長は、役員会において推薦し、総会の承認を得る。

- 2 本部会員は会長が指名し、役員会で認定する。
- 3 監事は役員会において選出する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が終了しても、後任者が就任するまで、その職務を負うものとする。

(職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 支部長は支部を代表し、支部における会務を総括する。
- (3) 本部役員は会長を補佐し、会務の運営にあたる。
- (4) 監事は毎事業年度の会計および役員会の会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。  
また、役員会の要請により意見を述べるすることができる。

## 第4章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は総会および役員会とし、総会は定期総会および臨時総会とする。

(総 会)

第11条 定期総会は年1回会計年度終了時に開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

3 総会は次の事項を決定する。

- (1) 予算および決算
- (2) 会長、支部長、役員の選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他本部の運営に関して必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は会長、支部長、本部役員、監事をもって構成する。

2 役員会は必要に応じて召集し開催することができる。

3 役員会の任務は、本会則に規定された事項および次のとおりとする。

- (1) 会務の運営、執行
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事項の運営、執行

(定足数および議決)

第13条 総会および役員会の議事は、会員または役員の半数以上が出席し、その議決の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が可否を決する。

2 前項の場合、代理および委任を出席数に加算する。

(書面表決等)

第14条 やむを得ない事由のため会議に出席できない会員または役員は、通知された事項につき書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 総会出欠の有無を提出しない会員は、あらかじめ通知された事項につき、その議決権を会長に委任したものとみなす。

(議 長)

第15条 総会および役員会の議長は、会長がこれにあたる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第17条 本会の運営に関する諸費用は、会費および寄付金その他をもってこれに充てる。

2 正会員は最終学年進級時に定められた会費を納入するものとする。納入された会費は理由の如何にかかわらず返還しない。

3 特別会員には会費納入の義務はない。

(会 計)

第18条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、役員会の議決を経なければならない。

2 本会の収支決算は、毎会計年度終了時に会長が編成し、監事の監査を経なければならない。

3 会計に関する細則は別に定める。

## 第6章 会則の変更等

(会則の変更)

第19条 この会則は総会議決により改正することができる。

(付 則)

1. 本会則は令和3年4月1日より執行する。